【規程番号　神女大短Ⅰ－007－(2)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学入学試験得点調整細則

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学入試委員会規程第２条（３）に基づき、入学試験における得点調整にかかる細則を定める。

第２条　入学試験において、下記の条件のときに得点調整を行うものとする。

(1) 同一試験区分内で、15 点以上の平均点差が生じた場合行う。

(2) 入試委員長が、特に必要であると判断した場合は（１）にかかわらず、得点調整を行うことがある。

第３条　得点調整の要領は、下記のとおりとする。

(1) 公平性の観点から、調整後も各科目の平均点の順序をかえないこととし、最高平均点科目と最低平均点科目との平均得点差が 10 点程度になるように調整する。その際、平均点がその間にある科目についても、素点の平均点差の比率に応じて調整する。

(2) ０点は０点、100 点は 100 点に固定する。

第４条　この細則の改廃は、神戸女子大学・神戸女子短期大学入試委員会で審議し、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和２年４月１日より適用する。